

第2次舟形町障害者活躍推進計画 令和5年4月1日

| | |
|----------------------------|---|
| 機関名 | 舟形町 |
| 任命権者 | 舟形町長 |
| 計画期間 | 令和5年4月1日～令和8年3月31日（3年間） |
| 舟形町における障害者雇用に関する課題 | 舟形町においては、平成30年度において、法定雇用率が未達成となったため、平成30年～平成31年を計画期間とする障害者採用計画を作成するとともに、積極的な採用活動を行ったところ、平成31年4月より2名の障害者を雇用し、法定雇用率の達成に至っている。継続して雇用率を達成していく必要がある。 |
| 目標 | |
| ①採用に関する目標 | 【実雇用率】（各年6月1日時点） 任免状況通報対象機関において法定雇用率を達成する。 （参考）令和4年6月1日時点の実雇用率：2.15% （評価方法）毎年の任免状況通報により把握・進捗管理を行う。 |
| ②定着に関する目標 | 職場環境等を理由として離職者を極力生じさせない。 （評価方法）毎年度末、人事記録等を元に、当該年度採用者の定着状況を把握・進捗管理。 |
| 取組内容 | |
| 1. 障害者の活躍を推進する体制整備 | |
| | ○障害者雇用推進者として総務課長を選任する（令和元年9月6日に選任済）。 ○相談窓口を設置する。 |
| 2. 障害者の活躍の基本となる職務の選定・創出 | |
| | ○身体障害等により従来の業務遂行が困難となった障害者から相談があった場合は、労働局に相談しつつ、負担なく遂行できる職務の選定及び創出について検討する。 |
| 3. 障害者の活躍を推進するための環境整備・人事管理 | |
| | ○半期ごとに実施している人事評価面談の際、障害者である職員に対しては、必要な配慮等の有無を把握することとし、その結果を踏まえて検討を行い、継続的に必要な措置を講じる。なお、措置を講じるにあたっては、障害者からの要望を踏まえつつも、過重な負担にならない範囲で適切に実施する。 |
| 4. その他 | |
| | なし |